

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日と翌日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の新設等(地方課)
町等の区域の変更等(〃)

告 示

鳥取県告示第七百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止し、当該区域をもって別図二に示す町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成四年十一月一日からその効力を生ずる。

平成四年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

米原二丁目

同上の区域の境界線(平成三年十一月十三日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ直線とする。)

市道錦町三丁目六号線の北側線、錦町三丁目九五の一の東筆界、南筆界及び西筆界、市道錦町三丁目六号線の北側線、錦町三丁目一四一の二の南筆界、錦町三丁目一四一の二の南筆界と西筆界が交わる点と錦町三丁目一四二の二の東筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、錦町三丁目一四二の二の南筆界及び西筆界、米原字吉左衛門道東空地と錦町三丁目の境界線、米原字吉左衛門道東空地と三本松一丁目の境界線、米原字吉左衛門道西空地と三本松二丁目の境界線、米原字吉左衛門道西空地と三本松二丁目の境界線、米原字吉左衛門道西空地一六二四の三八、一六二四の三七の各東筆界、米原字吉左衛門道西空地と三本松二丁目の境界線、米原字吉左衛門道西空地と三本松三丁目の境界線、米原字市庵道東六拾間と三本松三丁目の境界線、米原字市庵道東六拾間と三本松四丁目の境界線、市道米原西三本松二号線の南側線、米原字市庵道東六拾間一四〇の一、一四〇の二の各北筆界、米原字市庵道東六拾間一四〇の二の北筆界と東筆界が交わる点と米原字吉左衛門道東六拾間一四七五の四の西筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字吉左衛門道東六拾間一二七五の四の西筆界及び北筆界、米原字吉左衛門道東六拾間一二七六の四、一二八〇の四、一二九〇の四、一二九一の四、一二九九の三、一三〇〇の三、

<p>米原二丁目</p>	<p>一三〇〇の二、一三〇〇の一、一三〇一の五、一三〇三の五、一三〇六の六の各北筆界、米原字吉左衛門道東六拾間一三〇六の六の東筆界と南筆界が交わる点と米原字傳四郎道西空地一五六九の一の北筆界と西筆界が交わる点を結ぶ線、米原字傳四郎道西空地一五六九の一、一五四九の一七、一五四九の一、一五四九の一五の各北筆界、米原字傳四郎道西空地一五四九の一四の北筆界、西筆界及び北筆界、米原字次右衛門道西空地一五三三の六の南筆界及び東筆界、米原字次右衛門道西空地一五二七の四の南筆界、米原字次右衛門道西空地一五二五の五の北筆界、西筆界及び南筆界、米原字鴨谷一四七八の一の南筆界、米原字鴨谷と米原字三軒屋道西空地の境界線、米原字鴨谷一四八〇の三の東筆界、市道錦町三丁目二号線の南側線及び東側線</p>
<p>米原三丁目</p>	<p>米原字三軒屋道西空地一四七二の一九の南筆界、米原字次右衛門道西空地一五二七の四の南筆界、米原字次右衛門道西空地一五三三の六の東筆界及び南筆界、米原字傳四郎道西空地一五四九の一四の北筆界、西筆界及び北筆界、米原字傳四郎道西空地一五四九の一五、一五四九の一、一五四九の一七、一五六九の一の各北筆界、米原字傳四郎道西空地一五六九の一の西筆界と北筆界が交わる点と米原字吉左衛門道東六拾間一三〇六の六の東筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字吉左衛門道東六拾間一三〇六の六、一三〇三の五、一三〇一の五、一三〇〇の一、一三〇〇の一二、一三〇〇の二三、一三〇〇の三四、一三〇〇の四五、一三〇〇の五六、一三〇〇の六七、一三〇〇の七八、一三〇〇の八九、一三〇〇の九九の各北筆界、米原字吉左衛門道東六拾間一二七五の四の北筆界及び西筆界、米原字吉左衛門道東六拾間一二七五の四の西筆界と南筆界が交わる点と米原字市庵道東六拾一二四〇の二の北筆界と東筆界が交わる点を結ぶ線、米原字市庵道東六拾間一二四〇の二、一二四〇の一の各北筆界、市道米原西三本松二号線の南側線、米原字市庵道東六拾間と三本松四丁目の境界線</p>
<p>米原三丁目</p>	<p>米原字米原南と日ノ出町二丁目の境界線、米原字南原と日ノ出町二丁目の境界線、米原字米原南と日ノ出町二丁目の境界線、米原字三軒屋道西空地と日ノ出町二丁目の境界線、米原字三軒屋道西空地一四六〇の一の北筆界、米原字三軒屋道西空地一四七二の二、一四七二の一〇の各西筆界、市道米原南一二号線の東側線、米原字次右衛門道東六拾間一三四七の二の北筆界と東筆界が交わる点と斐伊川水系米川を中心線に直角に結ぶ線、斐伊川水系米川を中心線、米原字米原南と日ノ出町一丁目の境界線</p>
<p>米原四丁目</p>	<p>斐伊川水系米川を中心線、斐伊川水系米川を中心線と米原字大沢十 四〇〇の四の西筆界と南筆界が交わる点を直角に結ぶ線、市道米原西福原二号線の東側線、米原字大沢十 三九〇の一の西筆界と北筆界が交わる点と米原字大沢十 三九〇の二の東筆界と北筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢十 四〇〇の三の東筆界、県道西三柳西福原線の北側線、西福原字西原堂ノ西一九七の二、一九四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部の各西筆界、市道上場谷五号線の東側線、市道上場谷五号線の東側線と米原字米原南の境界線が交わる点と斐伊川水系米川を中心線に直角に結ぶ線</p>
<p>米原五丁目</p>	<p>斐伊川水系米川を中心線、米原字市庵道東六拾間と両三柳字拾四間市庵道西の境界線、米原字大沢十二と両三柳字大沢十六の境界線、県道両三柳西福原線の南側線、両三柳字大沢十六 一一七一の五、一一七〇の二〇、一一七二の二の各東筆界、両三柳字大沢十五 一一七二の二の東筆界、</p>

県道両三柳西福原線の北側線、米原字大沢十 四〇〇の三の東筆界、米原字大沢十 三九〇の二の北筆界と東筆界が交わる点と米原字大沢十 三九〇の一の北筆界と西筆界が交わる点を結ぶ線、市道米原西福原二号線の東側線、米原字大沢十 四〇〇の四の西筆界と南筆界が交わる点と斐伊川水系米川の中心線を直角に結ぶ線

米原六丁目

県道両三柳西福原線の北側線、市道米原西福原二号線の東側線、米原字荒神東と米原字大沢八の境界線、市道米原西福原二号線の西側線、米原字大沢八 三三三の東筆界、米原字大沢八 三三三の東筆界と北筆界が交わる点と西福原字大沢七 八六〇の二の南筆界と西筆界が交わる点を結ぶ線、西福原字大沢七 八六〇の二の西筆界、大沢川の南側線、市道米原西福原一号線の東側線、西福原字大沢六 七七三の西筆界、西福原字大沢六 七七三の西筆界と南筆界が交わる点と西福原字大沢六 七七二の三の北筆界と西筆界が交わる点を結ぶ線、西福原字大沢六 七七二の三の西筆界、市道米原西福原一号線の東側線、市道四軒屋米原三号線の北側線、市道四軒屋米原字大沢六 七六五の一の北筆界及び西筆界が交わる点を直角に結ぶ線、市道上場谷五号線の東側線、北側線及び東側線

米原七丁目

県道両三柳西福原線の北側線、県道両三柳後藤停車場線の西側線、米原字大沢十二 七五〇の二の南筆界、米原字大沢十二 七五〇の二の南筆界と東筆界が交わる点と米原字大沢九 一五二の西筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、市道米原前谷線の北側線、米原字大沢九 一五九の一の南筆界、米原字大沢九 一五九の一の南筆界と東筆界が交わる点と米原字大沢九 一六〇の一の西筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢九 一六〇の一の南筆界、市道米原前谷線の北側線、米原字大沢九 一八四の二の南筆界、米原字大沢九 一八四の二の南筆界と東筆界が交わる点と

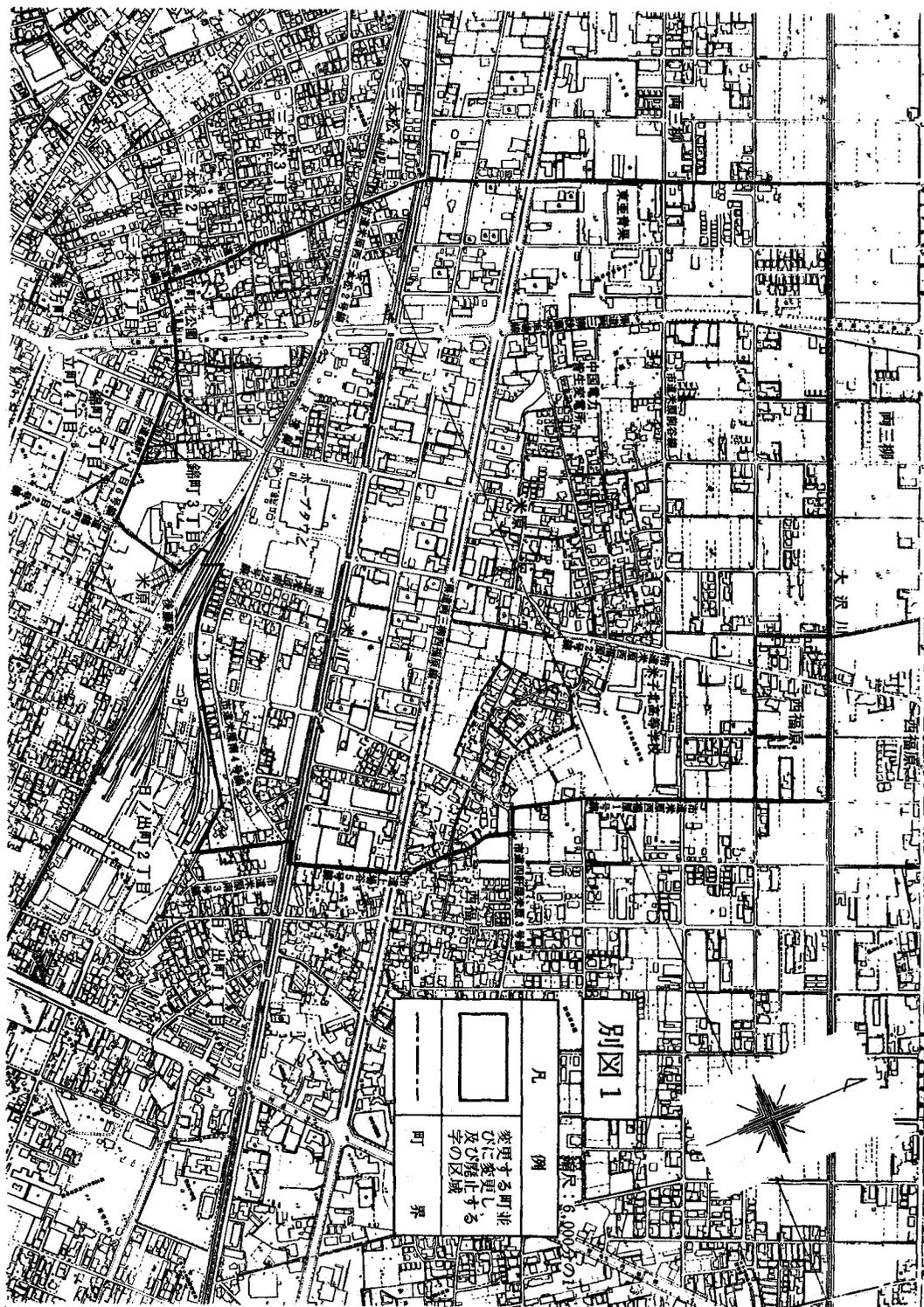
米原字大沢九 九七七の西筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢九 九七七の南筆界、市道米原前谷線の北側線、米原字大沢九 九二二の南筆界、米原字大沢九 九二二の南筆界と東筆界が交わる点と米原字大沢九 六〇〇の西筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢九 六〇〇の南筆界、市道米原前谷線の北側線、市道米原西福原二号線の西側線、米原字大沢八と米原字荒神東の境界線、市道米原西福原二号線の東側線

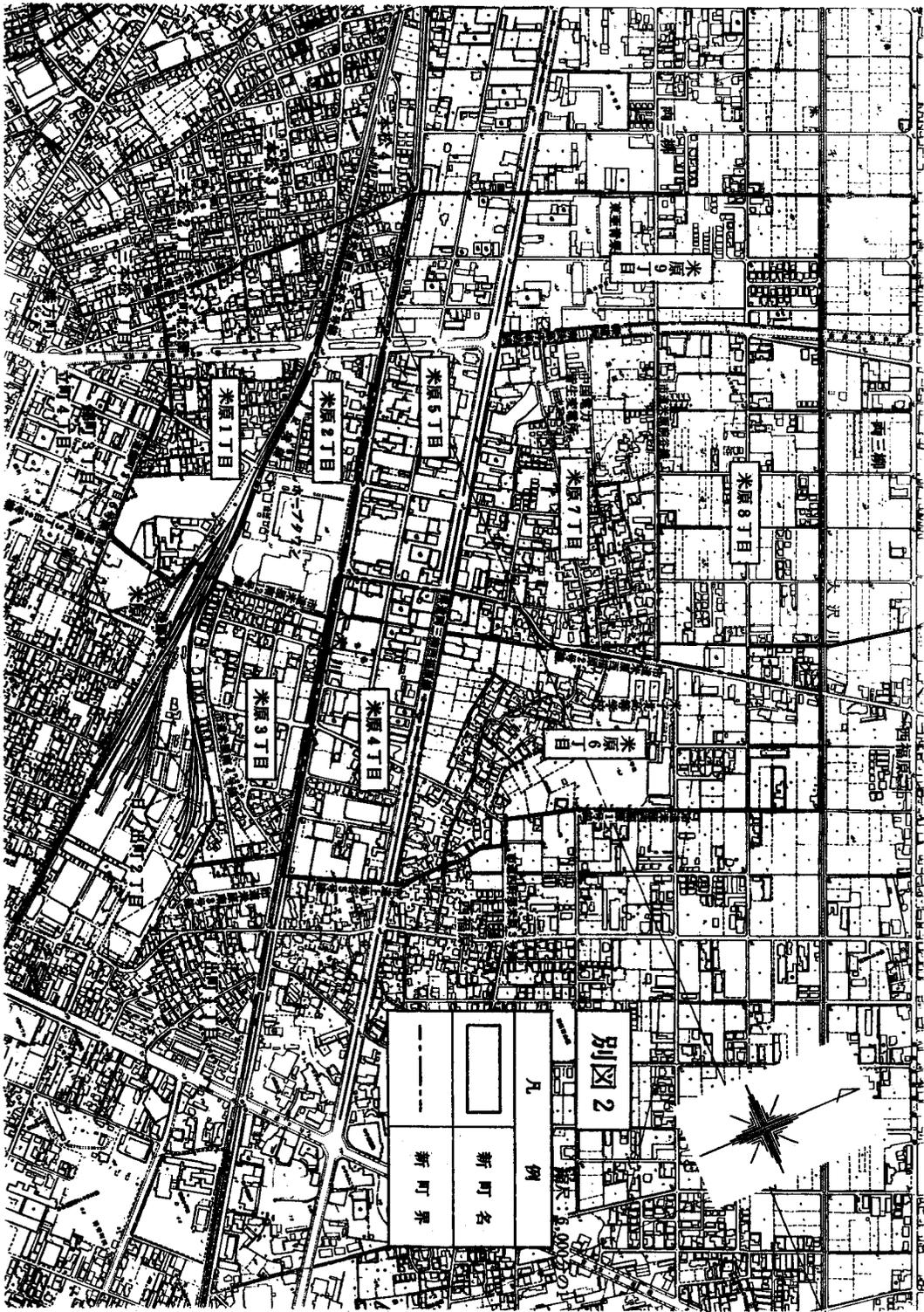
米原八丁目

市道米原前谷線の北側線、米原字大沢九 六〇〇の南筆界、米原字大沢九 六〇〇の南筆界と西筆界が交わる点と米原字大沢九 九二二の一の東筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢九 九二二の一の南筆界、市道米原前谷線の北側線、米原字大沢九 九七七の南筆界、米原字大沢九 九七七の南筆界と南筆界が交わる点と米原字大沢九 一八四の二の東筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢九 一八四の二の南筆界、市道米原前谷線の北側線、米原字大沢九 一六〇の一の南筆界、米原字大沢九 一六〇の一の南筆界と西筆界が交わる点と米原字大沢九 一五九の一の東筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢九 一五九の一の南筆界、市道米原前谷線の北側線、米原字大沢九 一五二の南筆界と西筆界が交わる点と米原字大沢十二 七五〇の二の東筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢十二 七五〇の二の南筆界、県道両三柳後藤停車場線の西側線、大沢川の南側線、西福原字大沢七 八六〇の二の西筆界、西福原字大沢七 八六〇の二の西筆界と南筆界が交わる点と米原字大沢八 三三三の北筆界と東筆界が交わる点を結ぶ線、米原字大沢八 三三三の東筆界、市道米原西福原二号線の西側線

米原九丁目

県道両三柳西福原線の北側線、米原字大沢十二と両三柳字大沢十五の境界線、大沢川の南側線、県道両三柳後藤停車場線の西側線





鳥取県告示第七百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、及び字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、平成四年十一月一日からその効力を生ずる。

平成四年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成三年十一月十三日現在の地番による。）
三本松二丁目	三本松二丁目の全域 米原字吉左衛門道西空地の全域
西福原字大沢七	西福原字大沢七のうち二二五一の三及びこれと一体をなす 国有地の一部以外の区域 米原字大沢九 一の四と一体をなす国有地の一部
両三柳字大沢十三	両三柳字大沢十三の全域 西福原字大沢七 二二五一の三及びこれと一体をなす国有地の一部 米原字大沢九のうち一の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
両三柳字大沢十四	両三柳字大沢十四の全域 米原字大沢十二のうち二二六の三以外の区域

両三柳字大沢十

両三柳字大沢十五の全域
米原字大沢十二 二二六の三

廃止する字の名称

米原字吉左衛門道西空地、米原字大沢九、米原字大沢十二